

第 27 回米原市男女共同参画審議会次第

令和 7 年 10 月 14 日 (火) 10 時～
米原市役所本庁舎 4 階 会議室 4 B

1 開会

2 審議事項

(1) 男女共同参画に関する市民意識調査および自治会実態調査について
(資料 2、3)

3 その他

4 閉会

<資料一覧>

事前 配布	資料 番号	配 布 資 料
○		次第
○	資料 1	米原市男女共同参画審議会規則
○	資料 2	男女共同参画に関する市民意識調査票
○	資料 3	地域社会における男女共同参画に関する自治会実態調査票
	その他	座席表
	その他	米原市人権センター S・Cだより (10月号)

座 席 表

	渡部 優 副会長	小沢修司 会長	
岸根 千代美 委員			西村 正子 委員
時田 智史 委員			堤 辰也 委員
谷本 政信 委員			膽吹 照子 委員
		人権政策課 香水	人権政策課長 澤
人権政策課 丸本	男女共同参画セ ンタ- 鍔田所長	人権政策課(学 校教育課兼務) 谷川	

平成28年3月24日

規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、米原市付属機関設置条例(平成28年米原市条例第3号)第2条の規定により設置する米原市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(委員の構成)

第2条 審議会の委員の構成は、男女のいずれか一方の人数が、委員の総数の10分の4未満とならないようにしなければならない。

(会長および副会長)

第3条 審議会に、会長および副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

- 2 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見もしくは説明を聴き、または必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、総務部人権政策課において処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(会議の招集)

- 2 米原市付属機関設置条例第4条第2項に規定する委嘱後初めて開かれる会議は、第4条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

男女共同参画に関する市民意識調査

調査へのご協力のお願い

市民の皆様には日頃から市政にご理解とご協力を賜りありがとうございます。

米原市では、令和4年3月に「第4次米原市男女共同参画推進計画（ハートフルプランまいばら21）」を策定し皆様との協働、連携を図りながら、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めているところです。

今回のアンケート調査は、現計画を見直し、「第5次米原市男女共同参画推進計画（ハートフルプランまいばら21）」を策定するに当たり広く市民の皆様のご意見をお聞きするために実施します。

ご多用の中、大変恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

令和7年11月

米原市長 角田 航也

- ◆ 調査への回答は、インターネットを利用してパソコンやスマートフォン等からも回答できます。
- ◆ 回答方法等は次のページをご覧ください。
- ◆ 回答は、12月●日（●）までにご入力または郵便ポストへの投函をお願いします。

◆ 「男女共同参画社会とは」◆

男女がお互いを尊重しあい、職場、学校、地域、家庭など、社会のあらゆる分野で性別に関わらず能力や個性を活かし、喜びや責任を分かち合うことができる社会のことです。

また、「参画」とは、ただ単に「参加」するのではなく、方針などの決定など「意思決定の参加」のことを意味します。

ご回答いただく上でのお願い

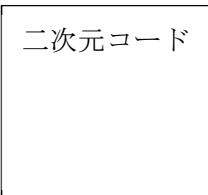
- ※ このアンケート調査は、市内にお住まいの満16歳以上の方の中から無作為で2,000人を選んで実施するものです。
- ※ 回答は、全て無記名で統計的に処理されます。このアンケート調査によって個人が特定されたり、情報が漏れたりすることはありません。
- ※ この調査は、個人を対象にしていますので、お送りした封筒に書かれているあて名のご本人のお考えで記入してください。ただし、ご本人が回答できない場合は、ご家族等が代筆または入力してください。
- ※ 質問ごとに、記載している方法に従ってご回答ください。記述を必要とする場合は、その内容を記入してください。

回答方法

(下記のいずれかでご回答ください)

インターネットでの回答

- ◆ 右の二次元コードを読み取るか下記URLを入力して回答画面にアクセスしてください。



URL

ID ○○○○

※IDは重複回答を防ぐものであり、個人が特定されることはありません。

調査票での回答

- ◆ 回答は、黒のボールペンまたは濃い鉛筆でご記入ください。
- ◆ 記入後は、この調査票を同封の返信用封筒に入れ12月●日(●)までに郵便ポストに投函してください。(切手は不要です)
※お名前のご記入は不要です。

【お問合せ先】

米原市 総務部 人権政策課

〒521-8501 米原市米原 1016 番地

電話：0749-53-5167 FAX：0749-53-5148

◆ あなた自身についておたずねします。

問1 あなたの性別は?をお聞かせください (○は一つ)

- 1 女性 2 男性 3 答えたくない 4 その他 ()

※本調査は、男女共同参画や男女の平等に関する意識などを調査するため、性別をご回答いただいている。戸籍上の区分に関わらず、ご自身の性についての自覚に基づいてご記入ください。

問2 あなたの年齢はいくつですか? (○は一つ) (令和7年11月1日現在)

- 1 10代 ~~16歳から20歳~~ 2 20代 ~~30歳から39歳~~ 3 30代 ~~40歳から49歳~~
4 40代 ~~50歳から59歳~~ 5 50代 ~~60歳から69歳~~ 6 60代 ~~70歳から79歳~~
7 70代 ~~80歳以上~~ 8 80代以上

問3 あなたの職業は次のどれにあたりますか? (○は一つ)

- 1 正規社員、職員、公務員
2 臨時、パート、アルバイト等の非正規社員・職員
3 農林漁業、商工業、サービス業等の自営業およびその家族従事者
4 医師、弁護士、芸術家等の自由業 5 内職
6 家事専業(主婦・主夫) 7 学生
8 無職 9 その他 ()

問4 あなたのお住まいの地域はどちらですか? (○は一つ)

- 1 柏原小学校区 2 大原小学校区 3 山東小学校区 4 伊吹小学校区
5 春照小学校区 6 米原小学校区 7 河南小学校区 8 息長小学校区
9 坂田小学校区

※各小学校区は、下記に示す4つの地域に含まれています。

1~3学区: 山東地域、4~5学区: 伊吹地域、6~7学区: 米原地域、8~9学区: 近江地域

問5 あなたは現在、結婚(事実婚等を含む。)していますか? (○は一つ)

- 1 結婚している 2 結婚していた 3 未婚である

問5で「1」と回答された方におたずねします。

問5-1-6 配偶者(パートナー)の主な職業は次のどれにあたりますか? (○は一つ)

- 1 正規社員、職員、公務員
2 臨時、パート、アルバイト等の非正規社員・職員
3 農林漁業、商工業、サービス業等の自営業およびその家族従事者
4 医師、弁護士、芸術家等の自由業 5 内職
6 家事専業(主婦・主夫) 7 学生
8 無職 9 その他 ()

問6 あなたはお子さんがいますか？（○は一つ）

- 1 1人 2 2人
3 3人 4 4人以上
5 いない

問7 あなたは誰と同居していますか の家族構成は次のどれにあたりますか？（○は一つ）

- 1 同居していない ~~単身世帯（ひとり暮らし）~~ 2 配偶者（パートナー） ~~一世代世帯（夫婦のみ）~~
3 あなたの親 ~~二世代世帯（親と未婚の子ども）~~ 4 あなたの親とあなたの子 ~~親二世代世帯（親と子ども夫婦）~~
5 あなたの親とあなたの子とあなたの祖父母 ~~三世代世帯（親と子どもと祖父母）~~
6 1～5のいずれにもあてはまらない世帯

問6で「1～4 3～5」と回答された方におたずねします。

問6-1 お子さんは次のどれにあたりますか？（○はあてはまるものすべて）

- 1 乳児（1歳未満） 2 幼児（1歳～小学生未満）
3 小学生 4 中学生
5 高校、大学、大学院（高専、短大、専門学校を含む。）
6 社会人 7 その他（ ）

問8 あなたの米原市でのお住まいは通算何年ですか？（○は一つ）

- 1 10年未満 2 10年～30年未満
3 30年以上

◆ 家庭生活についておたずねします。

問9 あなたは、現在共働きをしていますか？未婚の方は、結婚したら共働きをすると思いますか？また、配偶者（パートナー）が退職または離別等死別の方は、在職中または存命中の状況でお答えください。（○は一つ）

- 1 共働きをしている（する） 2 共働きをしていない（しない）
3 わからない

問10 日常的な家庭の仕事について性別によって役割の分担があるといった考え方がありますが、あなたはこの考え方には同意しますか。

（○は一つ）

- 1 同感する 2 どちらかといえば同感する
3 同感しない 4 どちらかといえば同感しない
5 わからない

問11 配偶者（パートナー）と同居されている方におたずねします。

- (1) あなたのご家庭では、次のようなことを実際に主としてどちらがされていますか？（○は一つずつ）
 (2) また、理想はどうされたいですか？（○は一つずつ）

	(1) 現 状						(2) 理 想					
	主として男性	どちらかといえば男性	男女同じ程度	主として女性	どちらかといえば女性	その他・該当なし	主として男性	どちらかといえば男性	男女同じ程度	主として女性	どちらかといえば女性	その他・該当なし
① 生活費をかせぐ	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6
② 食事のしたく	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6
③ 食後のあとかたづけ	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6
④ 掃除	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6
⑤ 洗濯	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6
⑥ ゴミだし	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6
⑦ 日常の買い物と家計管理	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6
⑧ 高額の買い物（住宅、車等と財産管理）	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6
⑨ 子どものしつけや教育	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6
⑩ 育児（乳幼児の世話）	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6
⑪ 介護・看病	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6
⑫ 自治会等の地域活動への参加	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6

問11で「現状」と「理想」が、一つでも異なる方におたずねします。

問11-1 「現状」と「理想」が異なっている理由はなぜだと思いますか？ご自由にお書きください。

問12 あなたが子どものしつけ、教育で気づかっていることは何ですか？子どもがいるいないに関わらずお答えください。（○は三つずつまで）

	礼儀作法	家事能力	職業能力	行動力	おもいき	やさしさ	協調性	集中力	忍耐力	指導力	冒険心
① 男の子	+	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
② 女の子	+	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11

問13 あなたは自分の子どもを、どの学校まで進ませたいですか？子どもがいるいないに関わらずお答えください。（○は一つずつ）

	中学校	高等学校	専門学校	短期大学	四年制大学	大学院	専門の進路
① 男の子	+	2	3	4	5	6	7
② 女の子	+	2	3	4	5	6	7

問 13-112 男女共同参画社会を進めるために、小学校・中学校でどのような取組が必要だと思いますか。（○はあてはまるものすべて）

- 男女平等意識を育くむ授業を行う
- 進路指導は性別に関係なく、個人の能力、個性、希望を大切にする
- 教職員関係者に、男女平等教育に関する研修の充実を図る
- 女性を校長や教頭職に積極的に登用する
- 地域や家庭教育などにおいて、男女が同じく家庭に責任を果たすことの大切さを教える
- インターネット、テレビ、新聞などの情報を正しく読み解く教育を行う
- 男女共同参画の啓発を保護者会などを通じて行う
- その他（具体的に）
- 特になく

問14 現在、家庭で介護・看病を女性がすることの多い現状について、あなたはどう思いますか？

（○は一つ）

- 当然だと思う
- 仕方がないと思う
- 男性も女性とともにすべきだと思う
- むしろ、男性が中心にするべきだと思う
- その他（）

問1512 あなた自身に介護が必要になった場合、どんな介護をしてほしいですか？（○は一つ）

- 1 家庭にいて家族だけの介護を受けたい
- 2 家庭にいて、介護保険の在宅サービス（訪問介護・訪問入浴サービス・通所介護等）を利用しながら家族の介護を受けたい
- 3 老人保健施設・特別養護老人ホームなどの保健・福祉施設に入り、介護を受けたい
- 4 独居だが、施設に入らず介護保険の在宅サービスを利用したい
- 5 その他（ ）

問15で「1」「2」の家庭で介護を受けたいと答えられた方におたずねします。

問15-1 その場合、家族の誰に介護をしてもらいたいですか？（○は一つ）

- | | | |
|---------------|---------|----------------|
| 1 配偶者またはパートナー | 2 息子 | 3 娘 |
| 4 息子の配偶者 | 5 娘の配偶者 | 6 同居の家族なら誰でもよい |
| 7 その他（ ） | | |

問1613 育児や家族介護を行うために、育児休業や介護休業を取得できる制度があります。

（1）あなたは、男性が育児休業や介護休業を取得することについてどう思いますか？（○は一つずつ）

	積極的に取ったほうがよい	どちらかといえば取ったほうがよい	どちらかといえば取らないほうがよい	取らないほうがよい
① 育児休業	1	2	3	4
② 介護休業	1	2	3	4

（2）あなたは、女性が育児休業や介護休業を取得することについてどう思いますか？（○は一つずつ）

	積極的に取ったほうがよい	どちらかといえば取ったほうがよい	どちらかといえば取らないほうがよい	取らないほうがよい
① 育児休業	1	2	3	4
② 介護休業	1	2	3	4

問 16—14 あなたは、今後、男性が家事・育児・介護、地域活動などに積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。（○はあてはまるものすべて）

- 1 男性の家事・育児・介護などへの男性自身の抵抗感をなくすようにする
- 2 男性の家事・育児・介護などへの女性の抵抗感をなくすようにする
- 3 男性の家事・育児・介護などへの社会の評価を向上させる
- 4 家事・育児・介護などの役割分担を夫婦の間で話し合う
- 5 男性の仕事中心の生き方、考え方を改める
- 6 労働時間短縮を進め、仕事以外の時間を多く持てるようする
- 7 男性の家事・育児・介護などの技術を講習会や研修によって、高める
- 8 男性の家事などに対する関心が高まるよう啓発や情報提供を行う
- 9 家事・育児・介護などについて男性間の仲間（ネットワーク）づくりを行う
- 10 その他（具体的に）
- 11 特にない

◆ 異性に対する暴力についておたずねします。

問 17 近年、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントが社会問題となっていますが、あなたは、次のことを知っていますか？（○は一つずつ）

	内容まで 知っている	言葉だけは 聞いたことがある	知らない
ドメスティック・バイオレンス※1	+	?	?
セクシュアル・ハラスメント※2	+	?	?

問 1815 あなたは、配偶者（パートナー）や親しい異性（恋人等）から、ドメスティック・バイオレンス※1を受けたことがありますか？（○は一つ）

- 1 現在、ドメスティック・バイオレンスを受けている
- 2 過去にドメスティック・バイオレンスを受けたことがある
- 3 受けたことがない

※1 ドメスティック・バイオレンス（DV）とは、夫婦や恋人など親しい人間関係の中で起こる暴力をいい、身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力などがある。

問 1815 で「1」「2」と答えられた方におたずねします。

問 18—16 ドメスティック・バイオレンスを受けたことを誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか？

（○は一つ）

- 1 相談した
- 2 相談しなかった（理由：）

問 18-116 で「1. 相談した」と答えられた方におたずねします。

問 18-217 誰（どこ）に相談しましたか？（○はあてはまるものすべて）

- | | |
|----------|--------------------------|
| 1 警察 | 2 人権擁護委員（法務局、人権窓口相談を含む。） |
| 3 公的機関 | 4 医師 |
| 5 家族 | 6 学校 |
| 7 友人、知人 | |
| 8 その他（ ） | |

問 1918 ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント※2の起こる原因是、どこにあると思われますか？（○は一つ）

- | | |
|--|------------------------|
| 1 相手を対等な存在とみていない | 2 男女間の話し合いや理解が不足している |
| 3 家庭外でのストレスが大きい | 4 家庭や社会の中で暴力を容認する風潮がある |
| 5 配偶者からの暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるという意識が低い | |
| 6 その他（ ） | |

※2 セクシュアル・ハラスメントとは、相手の意に反した性的な言動のこと。不必要に体を触る、性的な関係を強要する、性的なうわさを流す、わいせつな写真を貼るなど、様々ななかたちがある。職場だけでなく、地域や学校においても問題となっている。

問 2019 ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントをなくすためにはどうしたらよいと思われますか？（○はあてはまるものすべて）

- | | |
|-----------------------|------------------|
| 1 犯罪の取締りの強化 | 2 暴力防止のための啓発を進める |
| 3 被害者のための相談所の整備 | 4 加害者のための相談所の整備 |
| 5 家庭や学校での人権尊重の教育を充実する | |
| 6 その他（ ） | |

◆ 性のあり方に關しておたずねします。

問 21 あなたは、ダイバーシティという言葉を知っていますか。（○は一つ）

- 1 内容まで知っている 2 言葉だけは聞いたことがある
3 知らない

※ダイバーシティとは……性に対する指向、生活習慣、価値観などは、人によって様々であり、これは「ダイバーシティ（多様性）」と呼ばれて、これらの多様性を受け入れて社会として新しい価値を生み出すことが求められています。

問 2220 人がお互いの違いを受け入れあって社会の活力を増進するために、特に尊重すべき多様性は何だと思いますか。（○はあてはまるものすべて）

- | | |
|-----------------------------|--|
| 1 セクシュアリティ（性別、性的指向、性表現）の多様性 | |
| 2 ライフスタイルや価値観・考え方の多様性 | |
| 3 障がいの有無など身体的・精神的な特別の多様性 | |
| 4 生活習慣や宗教等文化的な多様性 | |
| 5 出身国・地域や民族の多様性 | |
| 6 その他（具体的に ） | |
| 7 どれも尊重すべきだとは思わない | |

問 2321 性的少数者（LGBTQ 等）は人口の約 9.7%程度を占めるといわれ、偏見や差別、また日常生活の不便に苦しめられていることも少なくありません。これらの性的少数者の困難を解決するためには何が必要だと思いますか。（○は三つまで）

- 1 性的少数者の困難の実態を知らせ、それらに対する社会の課題を啓発する
- 2 （婚姻に準ずる） 同性婚等のパートナーシップ法制度などを整備導入する
- 3 差別や人権侵害を禁止する条例を制定する
- 4 差別や人権侵害のための相談窓口を設置する
- 5 性の多様性についての学校教育を充実する
- 6 公文書などにおける性別の表示について柔軟に対応する
- 7 性別に関係なく利用できる多目的トイレの設置を推進する
- 8 その他（具体的に）
- 9 どれも必要ない

※L G B T Q 等とは……L（レズビアン） 同性を愛する女性の同性愛者、G（ゲイ） 同性を愛する男性の同性愛者、B（バイセクシュアル） 両方の性別を好きになる人両性愛者、T（トランスジェンダー） 身体と心の性に違和感があるが一致しない人、Q（クエスチョニング） 自分の性のあり方にについてわからない、迷っている、決めたくない の4-5つの頭文字から表現した言葉で性の多様性を表す言葉。「セクシュアルマイノリティ」と呼ばれ、L, G, B, T, Qなど以外にも様々な人がいます。

※性的少数者は人口の約 9.7%程度：電通ダイバーシティ・ラボ（L G B T 調査2018-2023）による調査結果を引用しています。

◆ 地域活動に関しておたずねします。

問 2422 次のことがらについて、あなたが活動した経験はありますか？（○は一つずつ）

	現在活動している (過去に活動していた)	活動したことない
① 自治会への参加	1	2
② 自治会での企画・立案への参画	1	2
③ 青年団	1	2
④ 婦人会・女性の会	1	2
⑤ 老人会	1	2
⑥ P T A	1	2
⑦ 子ども会	1	2
⑧ スポーツ少年団	1	2
⑨ ボランティア活動	1	2
⑩ 消費・環境団体	1	2
⑪ 政治活動への参加	1	2
⑫ サークル活動（スポーツ・レクリエーション等）	1	2
⑬ その他（N P O活動等）（ ）	1	2

※各種団体の呼称は、新旧変更している場合があります。

問24で「活動したことがない」に○印をされた方におたずねします。

問24-1 あなたが、活動したことがない理由は何ですか？（○はあてはまるものすべて）

- 1 仕事や家事が忙しく時間がない
- 2 小さな子ども、病人、高齢者がいる
- 3 自分の健康や体力に不安がある
- 4 役員や世話役にされると困る
- 5 家族の理解が得にくい
- 6 一緒にやる仲間がいない
- 7 人間関係がわづらわしい
- 8 地域活動そのものに关心がない
- 9 以前からの慣例
- 10 自治会の円滑な運営をするうえで企画・立案には男性（もしくは女性）が望ましい
- 11 学生なので地域活動に参加していない
- 12 その他（ ）

問24-2 これまでの大きな災害~~や近年、米原市において平成30年6月に発生した竜巻の大きな災害等~~の教訓から、平時の防災体制や災害発生後の対応にも男女共同参画の視点が必要だと指摘されています。災害に備えるために、これからどのような施策が必要だと思いますか。（○はあてはまるものすべて）

- 1 女性も男性も防災活動や訓練に取り組む
- 2 市の防災会議、災害対策本部、防災担当に女性の委員・職員を増やす
- 3 避難所などの運営に女性も参加できるようにする
- 4 防災や災害現場で活動する女性を育成する
- 5 日ごろから地域の男女共同参画を進める
- 6 備蓄品について、女性、乳幼児、介護が必要な人、障がい者などの視点をいれる
- 7 日ごろからのコミュニケーション・地域のつながりを大切にする
- 8 性別や立場によって異なる災害時の備え（生活環境・物資・安全等）について知識を普及する
- 9 避難所マニュアルをつくり、女性、乳幼児、子ども、介護が必要な人、障がい者等が安全に過ごせるようにする
- 10 その他（ ）
- 11 分からない

問25 あなたが住んでいる地域の行事等に男女不平等なことがありますか？（○はあてはまるものすべて）

- 1 役員選挙や運営に女性が参加しにくく、また選ばれにくい
- 2 地域の行事で女性が参加できなかつたり、男女の差がある
- 3 会議などで女性が意見を言いにくかつたり、意見が取り上げられにくい
- 4 その他のケース（ ）
- 5 男女不平等はない
- 6 わからない

問25で、1~4の「何らかの不平等がある」と回答された方におたずねします。

問25-126 その原因はどこにあると思いますか？（○はあてはまるものすべて）

- | | |
|--------------------|-------------|
| 1 性別によって役割が違うという意識 | 2 身体的・生理的な差 |
| 3 家庭における教育 | 4 学校における教育 |
| 5 社会的なしきたりやならわし | 6 女性に対する偏見 |
| 7 法律や制度 | 8 男性の認識不足 |
| 9 女性の認識不足 | |
| 10 その他（ ） | |

◆ 職業に関する意識についておたずねします。

問26 現在、収入を得る仕事に就いている方、もしくは求職中の方におたずねします。あなたが働いてい
る（働きたい）理由はなんですか？（○は三つまで）

- | | |
|--------------------|--------------------|
| 1 働くのが当然だから | 2 自分の能力や技術を生かしたいから |
| 3 生活費を得なければならないから | 4 生きがいを求めたいから |
| 5 将来のために貯金したいから | 6 社会的視野を広めたいから |
| 7 自分の自由になるお金がほしいから | 8 時間的にゆとりがあるから |
| 9 経済的に自立したいから | 10 家業だから |
| 11 子どもの教育費がかかるから | 12 家族に縛られたくないから |
| 13 その他（ ） | |

問27 現在、収入を得る仕事に就いていない方におたずねします。あなたが働いていない理由は何ですか？
(○は三つまで)

- | | |
|-----------------------------|--|
| 1 経済的に困っていないから | |
| 2 健康上の理由のため | |
| 3 家事・子育てに専念したいから | |
| 4 家事・子育てに忙しいから | |
| 5 能力・時間・賃金・年齢等の条件にあう仕事がないから | |
| 6 高齢者や病人の介護をしなければならないから | |
| 7 就学中だから | |
| 8 趣味や社会活動、ボランティアに取り組みたいから | |
| 9 引退しているから | |
| 10 家族の同意が得られないから | |
| 11 その他（ ） | |

問2827 あなたは、女性の働き方について、次のどれが望ましいと思いますか？（○は一つ）

- | | |
|------------------------------|--|
| 1 結婚するまでは働くほうがよい | |
| 2 子どもが生まれるまでは働くほうがよい | |
| 3 子どもが生まれてもずっと働き続けるほうがよい | |
| 4 子育て中は休業、子育て後に復職・再就職するほうがよい | |
| 5 家事・子育てに専念したほうがよい | |
| 6 その他（ ） | |

問 2028 出産を機に離職した女性の方におたずねします。その理由は何ですか？(○は三つまで)

- 1 仕事より育児に重要性を感じたから
- 2 最初から専業主婦を希望していて、出産を機に仕事を辞めようと考えていたから
- 3 夫の収入等があり仕事を続ける必要がないから
- 4 育児をしながら仕事を続けるだけの魅力がないから
- 5 仕事は続けたいが、出産後仕事を続ける職場風土がなかったから
- 6 仕事は続けたいが、制度や家族の協力の面で育児と仕事の両立が困難だと思ったから
- 7 その他 ()

問 3029 あなたは、次の項目が、女性が仕事を続けていくうえで支障となっていると思いますか？

(○はそれぞれ一つずつ)

	そう思 う	そう思 わない	わ か ら な い
① 職場で必要とされる資格・技術等が不十分だから	1	2	3
② 残業など勤務時間が長いから	1	2	3
③ 再雇用、再就職を支援する制度が不十分だから	1	2	3
④ 男性に比べ賃金が安く、職種も限られているから	1	2	3
⑤ 職場に責任ある仕事を女性に任せない傾向があるから	1	2	3
⑥ 職場に結婚・出産した女性が働きにくい雰囲気があるから	1	2	3
⑦ 育児・介護休業等の制度や保育の施設が不十分だから	1	2	3
⑧ 家族の協力や理解が得られないから	1	2	3

問 3130 あなたは職場で悩んでいることや不安なことがありますか？(○はあてはまるものすべて)

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| 1 賃金が低い | 2 勤務時間が長い |
| 3 仕事がきつい | 4 職場の人間関係がうまくいかない |
| 5 昇進・昇格が遅いまたは、望めない | 6 自分の能力を生かす仕事が与えられない |
| 7 女性が働き続けることに対して理解がない | 8 女性に対する能力開発の機会が少ない |
| 9 セクハラを見たり受けたりしてつらい | |
| 10 その他 () | |

◆ 女性の活躍についておたずねします。

問 3231 あなたは、今後、どの分野・立場で女性の活躍が進むのがよいと思われますか？

(○は三つまで)

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| 1 自治会などの地域活動のリーダー | 2 ボランティアグループのリーダー |
| 3 P T A ・ 子ども会等のリーダー | 4 企業、大学、研究所などの研究者 |
| 5 農林漁業グループや関係団体の役員 | 6 警察官や消防官 |
| 7 建設業や運輸業の分野（運転手等） | 8 企業等の管理職 |
| 9 医療の分野（医師等） | 10 弁護士等の法律の分野 |
| 11 国会、県議会、市議会等の議員 | |
| 12 国の省庁、県庁、市町の役所等の公務員 | |
| 13 その他 () | |

問 32 女性が仕事を辞めることなく働き続けるために、行政や職場に求めるものは何ですか。

(○は3つまで)

- | |
|---|
| 1 保育所や学童クラブなど、子どもを預けられる環境の整備 |
| 2 介護支援サービスの充実 |
| 3 職場内への託児所設置 |
| 4 男性の家事参加への理解・意識改革 |
| 5 女性が働き続けることへの周囲の理解・意識改革 |
| 6 働き続けることへの女性自身の意識改革 |
| 7 男女双方の長時間労働の改善を含めた働き方改革 |
| 8 職場における育児・介護との両立支援制度の充実 |
| 9 労働時間の短縮や在宅勤務、フレックスタイム制などの導入 |
| 10 育児や介護による仕事への制約を理由とした昇進などへの不利益な取扱いの禁止 |

◆ 男女平等についておたずねします。

問 33 あなたは次のそれぞれの分野で、どの程度男女平等になっていると思いますか？

(○は一つずつ)

	平等である	かなり平等である	どちらともいえない	あまり平等でない	平等でない
① 学校教育	1	2	3	4	5
② 家庭生活	1	2	3	4	5
③ 職場	1	2	3	4	5
④ 地域社会	1	2	3	4	5
⑤ 法律や制度	1	2	3	4	5
⑥ 政治への参画	1	2	3	4	5

問33で、一つでも「4. あまり平等でない」、「5. 平等でない」と回答された方におたずねします。

問33-1 それはどのようなことから平等でないと感じますか？具体的にお書きください。

--

問34 あなたは、男女がともに働く職場においてどのようなことが実現すればよいと思いますか？

(○は一つ)

- | | |
|----------------------------------|------------------------|
| 1 求人や採用における男女差がなくなる | 2 賃金や昇給における男女差がなくなる |
| 3 昇進や昇格における男女差がなくなる | 4 男女にかかわらず、仕事の能力が評価される |
| 5 男女にかかわらず、同じ研修が受けられる | 6 男女とも有給の育児・介護休暇を取れる |
| 7 女性が仕事上の方針などの決定に参画する | |
| 8 男女とも自分のライフスタイルにあった働き方を選ぶことができる | |
| 9 セクシュアル・ハラスメントがなくなる | |
| 10 その他 () | |

◆ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）についておたずねします。

問35 多様な働き方が選択でき、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス※3）がとれるという考え方について、あなたはこの考え方へ同意しますか？(○は一つ)

- | | |
|---------|-----------------|
| 1 同感する | 2 どちらかといえば同感する |
| 3 同感しない | 4 どちらかといえば同感しない |
| 5 わからない | |

※3 ワーク・ライフ・バランスとは、国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

問36 次の①から⑤のうち、あてはまるものをそれぞれ一つ選んでください。

(1) あなたが普段の生活の中で、現実に現状最も優先しているものはどれですか？(○は一つ)

(2) あなたが最も優先したいと希望するものはどれですか？(○は一つ)

	(1) 現実現状 優先しているもの ①～⑤のうち一つに○	(2) 希望 優先したいもの ①～⑤のうち一つに○
① 仕事		
② 家事		
③ 家族と過ごす時間		
④ 自分の趣味にあてる時間		
⑤ 友人と過ごす時間		

問36で「現実」と「希望」が、異なる方におたずねします。

問36—137 「現実」と「希望」が異なる理由はなぜだと思いますか？（○は三つまで）

- 1 職場での育児休業などの制度整備が不十分である
- 2 職場の上司や同僚の理解不足による
- 3 職場における残業などの長時間労働
- 4 保育や介護の施設やサービスの不十分さ
- 5 配偶者や家族の理解不足
- 6 自身の経済的な理由による
- 7 自身の意識や能力の不足による
- 8 その他（ ）

問3738 ワーク・ライフ・バランスを推進するための企業や事業所の取組として大切なことは何ですか？（○は三つまで）

- 1 休業制度（育児休業や介護休業）の拡充
- 2 短時間勤務、フレックスタイム（※4）等
- 3 経済的支援（児童手当や保育料の減免等の補助制度、ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業・事業所への奨励金の付与等）
- 4 子育て環境の整備（官民保育所の整備、延長保育等）
- 5 在宅勤務やテレワーク（※5）、勤務地の限定等
- 6 子育てや介護などを終えた後の復職支援（情報提供、技能訓練、学習支援等）
- 7 職場のスタッフの理解
- 8 休暇の取得促進、ノーカンボーリーの設定等
- 9 その他（ ）

※4 フレックスタイムとは、一定の定められた時間帯の中で、始業・就業の時刻を労働者自身が決定できる制度のこと。

※5 テレワークとは、パソコンなどにより、自宅や、会社以外の場所で勤務する形態のこと。

◆ 男女共同参画社会づくりについておたずねします。

問 3839 次の男女共同参画社会に関する言葉を知っていますか？（○は一つずつ）

	内容まで 知っている	聞いたことはある が内容は知らない	まったく 知らない
① 男女共同参画社会（※6）	1	2	3
② 男女共同参画社会基本法（※7）	1	2	3
③ 男女雇用機会均等法（※8）	1	2	3
④ 女子差別撤廃条約 ダイバーシティ（※9）	1	2	3
⑤ DV防止法（※10）	1	2	3
⑥ 育児・介護休業法（※11）	1	2	3
⑦ ジェンダー（※12）	1	2	3
⑧ 性的マイノリティ（※13）	1	2	3
⑨ ワーク・ライフ・バランス（※14）	1	2	3
⑩ 女性活躍推進法（※15）	1	2	3
⑪ ポジティブアクション（※16）	1	2	3
⑫ LGBT デートDV（※17）	1	2	3
⑬ 米原市男女共同参画推進計画（※18）	1	2	3
⑭ 米原市男女共同参画センター（※19）	1	2	3
⑮ 米原市パートナーシップ・ファミリー シップ宣誓制度（※20）	1	2	3

※6 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。

※7 男女共同参画の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、男女共同参画社会の基本的な考え方とともに、国や地方自治体、国民の責務などを定めた法律で、平成11（1999）年に公布・施行された。

※8 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中および出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的（第1条）とする法律。元は昭和47（1972）年に「勤労婦人福祉法」として制定・施行されたが、女子差別撤廃条約批准のため、昭和60（1985）年の改正により「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」となった。

※9 ~~昭和54（1979）年に国連で採択された国際条約。社会および家庭における男女の国定化された役割に基づく偏見や慣習の変更、あらゆる分野において男女が平等な条件で最大限に参加する必要があることなどが盛り込まれている。日本は国籍法の改正や男女雇用機会均等法の制定などの条件整備を行い、昭和60（1985）年に批准された。~~

ダイバーシティとは……性に対する指向、生活習慣、価値観などは、人によって様々であり、こ

れは「ダイバーシティ（多様性）」と呼ばれて、これらの多様性を受け入れて社会として新しい価値を生み出しが求められています。

- ※10 今まで家庭内に潜在してきた女性への暴力について、女性の人権擁護と男女平等の実現を図るため、夫やパートナーからの暴力の防止、及び被害者の保護・支援を目的として作られた法律。
- ※11 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律。育児または家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう支援することなどを目的とし平成4（1992）年に施行された。
- ※12 生物学的性別に対する、社会的、文化的な性のあり様のこと、社会的・文化的な性差のこと。
- ※13 性のあり方に関する従来の固定的な考え方（性別は男女のみ、異性以外に性的意識が向くことはおかしいなどといった考え方）からは、逸脱していると見なされ、差別的取り扱いをされている人々のこと、同性愛者、両性愛者、性同一性障害者など、性的少数派のこと。
- ※14 誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のことをいいます。
- ※15 仕事で活躍したいと希望するすべての女性が、個性や能力を存分に発揮できる社会の実現を目指して、2015年8月に成立した法律です。
- ※16 固定的な性別による役割分担意識や過去の経緯から、男女労働者の間に事実上生じている差があるとき、それを解消しようと、企業が行う自主的且つ積極的な取り組みのことです。
- ※17 配偶者（パートナー）ではなく交際関係にある人の間で起こる暴力のこと。暴力は身体的なものだけでなく、精神的、経済的、性的なものを含む。~~L（レズビアン）女性の同性愛者、G（ゲイ）男性の同性愛者、B（バイセクシュアル）両性愛者、T（トランスジェンダー）身体と心の性が一致しない人、の4つの頭文字から表現した言葉で性の多様性を表す言葉。「セクシュアルマイノリティ」と呼ばれ、L, G, B, Tの4つの頭文字から表現した言葉で性の多様性を表す言葉。「セクシュアルマイノリティ」と呼ばれ、L, G, B, T以外にも様々な人がいます。~~
- ※18 ハートフルプランまいばら21。男女がともにお互いの人権を尊重しつつ、役割も責任も分かちあい、性別に関わることなくあらゆる分野にともに参画し、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指すために市が策定したもの。
- ※19 米原市人権総合センターS・Cプラザ（米原市一色444番地）内にあり、男女共同参画社会の推進に向けて、市民が性別に捉われず自分らしく、いきいきと充実した生活を送るための支援を行う拠点施設。相談、情報収集および発信、研修等の事業を実施している。
- ※20 戸籍上の性別にとらわれず、お互いを人生のパートナーとして助け合い、協力しあって生活を共にすると約束した、一方または双方が性的マイノリティであるお二人が市長に対してパートナーであることを宣誓し、市が宣誓書受領証や宣誓書受領カードを交付する制度です。

問 3940 男女共同参画社会の実現に向けて、今後、どのようなことに力を入れていくべきだと思いますか？

(○は三つまで)

- 1 男女共同参画意識を育てるための学校教育を充実する
- 2 生涯学習の場で男女平等と相互理解について、学習や情報提供を充実する
- 3 職場における男女の格差をなくすよう、企業に働きかける
- 4 男女とも育児にかかわりやすい職場の体制づくりを進める
- 5 民間企業等の管理職に女性の登用が進むよう支援する
- 6 安心して働くための保育サービス、学童保育所を充実する
- 7 高齢者や病人に対する介護サービスを充実する
- 8 子育てや介護中であっても、仕事が続けられるよう支援する
- 9 子育てや介護等でいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する
- 10 市政の方針決定の場である審議会等の委員へ女性を積極的に登用する
- 11 広報紙やパンフレットなどで、男女共同参画社会への理解を得る啓発をする
- 12 就労や女性の自立のための相談業務を充実する
- 13 女性や男性の生き方や悩みに関する相談の場を提供する
- 14 各種活動のリーダーとなる女性を養成する
- 15 その他（具体的に

)

◆ 困難な問題を抱える女性への支援についておたずねします。

問 41 あなたまたはあなたの周りの女性で、困難な問題（家庭、性被害、お金に関する問題など）を経験したり、見聞きしたことがありますか。（○はあてはまるものすべて）

- 1 配偶者（パートナー）や元配偶者（元パートナー）、恋人からの暴力・暴言（「DV」）
- 2 親、兄弟、子ども等からの暴力・虐待
- 3 学校や職場での人間関係のトラブルやハラスメント被害
- 4 ストーカー被害
- 5 女性特有の疾病などによる心身の疲弊
- 6 ひとりで育児や介護を行うことによる心身の疲労

困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、令和6年4月1日に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援法）が施行されました。

問 4042 米原市が男女共同参画に関する施策を進めるうえで、市へのご意見やご要望がありましたらご自由にお書きください。

※ 調査にご協力いただきありがとうございました。ご記入いただきました本調査票は、~~同封の返信用封筒に入れ（切手は不要）~~、10月●9日（●）までに入力または同封の返信用封筒に入れ（切手は不要）ポストへ投函くださるようお願ひいたします。

地域社会における男女共同参画に関する 自治会実態調査

調査へのご協力のお願い

自治会長様には日頃から市政にご理解とご協力を賜りありがとうございます。

米原市では、令和4年3月に「第4次米原市男女共同参画推進計画（ハートフルプランまいばら21）」を策定し皆様との協働、連携を図りながら、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めているところです。

今回のアンケート調査は、現計画を見直し、「第5次米原市男女共同参画推進計画（ハートフルプランまいばら21）」を策定するに当たり、自治会をはじめ広く事業所や市民のみなさまのご意見をお聞きするために実施します。

ご多用の中、大変恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

令和7年11月

米原市長 角田 航也

◆「男女共同参画社会とは」◆

男女がお互いを尊重しあい、職場、学校、地域、家庭など、社会のあらゆる分野で性別に関わらず能力や個性を活かし、喜びや責任を分かち合うことができる社会のことです。

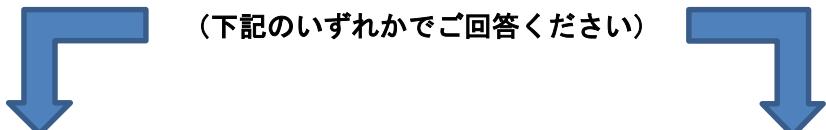
また、「参画」とは、ただ単に「参加」するのではなく、方針などの決定など「意思決定の参加」のことを意味します。

ご回答いただく上でのお願い

- ※ 質問ごとに、記載している方法に従ってご回答ください。記述を必要とする場合は、その内容を記入してください。
- ※ 回答は、12月●日（●）までにご入力または郵便ポストへの投函をお願いします。

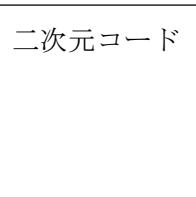
回答方法

（下記のいずれかでご回答ください）



インターネットでの回答

- ◆ 右の二次元コードを読み取るか下記 URL を入力して回答画面にアクセスしてください。



URL

ID ○○○○

※IDは重複回答を防ぐものであり、個人が特定されることはありません。

調査票での回答

- ◆ 回答は、黒のボールペンまたは濃い鉛筆でご記入ください。
- ◆ 記入後は、この調査票を同封の返信用封筒に入れ12月●日（●）までに郵便ポストに投函してください。（切手は不要です）
※お名前のご記入は不要です。

【お問合せ先】

米原市 総務部 人権政策課

〒521-8501 米原市米原 1016 番地

電話：0749-53-5167 FAX：0749-53-5148

調査票

問1 自治会名をお答えください。 () 自治会

問2 回答いただいている方の役職名をお答えください。 ()

問3 自治会長代理、会計担当、その他の役員の人数を記入してください。

- 1 自治会長代理 男性 () 人、女性 () 人
- 2 会計担当 男性 () 人、女性 () 人
- 3 その他の役員 男性 () 人、女性 () 人

※「その他の役員」は、自治会運営の意思決定を行う組長や評議員のことをいいます。

問4 あなたの自治会では、規約で女性の役員数を規定していますか？ (○は一つ)

- 1 規約で定めている (役員 () 人の内女性 () 人) () %
- 2 定めていないが、今後検討する
- 3 定めていないし、検討もしない
- 4 過去に検討したが、規約に規定するまでには、至らなかった
(至らなかった理由 ())

問5 あなたの自治会において、主に女性が担っているのはどのような役割、活動ですか？ (○はあてはまるものすべて)

- 1 役員として、全体の意思決定に参画している
- 2 部会や組・班などの運営に関する意思決定に参画している
- 3 行事等の手伝い活動 (主に準備、片付け、その他雑務)
- 4 会計事務等のデスクワーク作業
- 5 どれもあてはまらない
- 6 その他 ()

問6 自治会の役員など地域の意思決定の場へ積極的に女性が参加することについて、どう思いますか？（○は一つ）

- 1 必要だと思う
- 2 どちらかといえば必要だと思う
- 3 どちらかといえば必要でないと思う
- 4 必要でないと思う
- 5 その他（ ）

問7 令和~~2~~6年度の調査によれば、自治会役員のうち、特に女性の自治会長（会長、会長代理）について、米原市は~~0.9~~2.8%で、県下においても平均値（~~1.2.~~
~~1.1~~3.7%）を下回る状況ですが、そこにはどのような理由があるとお考えですか。

（○は三つまで）

- 1 責任のある役割を引き受けたがらない女性が多いから
- 2 家族の理解や協力が得られないから
- 3 女性の能力が正当に評価されていないから
- 4 ふさわしい女性人材の発掘が難しいから
- 5 慣例で自治会長を男性としているから
- 6 自治会の円滑な運営には男性自治会長が望ましいと考えているから
- 7 その他（ ）

問8 あなたの自治会では、男女の区別に関わりなく自治会運営に携わることができますか？（○はあてはまるものすべて）

- 1 役員や委員などの登録は、世帯主の名前ではなく、実際に活動する個人名で行っている
- 2 一世帯に一票の選挙権・被選挙権を、成人男女各一票とするなど、選挙方法の見直しを行っている
- 3 自治会運営や行事の企画を話し合う組織である評議委員会・協議会等において、女性を積極的に登用している
- 4 女性が会議に参加しやすいよう配慮し、曜日や時間を設定している
- 5 女性が参加しやすく積極的に関わることができる行事を行っている
- 6 従来から男女が共に参画している
- 7 特に工夫はしていない
- 8 その他（ ）

問9 あなたの自治会のハートフル・フォーラムなどの研修会で、男女共同参画について話し合ったことはありますか？（○はあてはまるものすべて）

- 1 男女共同参画について話し合ったことがある
- 2 女性の人権について話し合ったことがある
- 3 特にテーマとして取り上げたことはない
- 4 研修会は実施していない

問10 男女共同参画社会を実現するために、現在自治会として取り組んでいることは何ですか？（○はあてはまるものすべて）

- 1 男性女性に関わらず誰でも意見が言えるようにし、よい意見は取り上げる
- 2 自治会長、自治会長代理等の役員は、男性女性という性別ではなく適性で選ぶ
- 3 対外的な交渉や調整は男性、接待は女性というような、性別による役割分担をしない
- 4 その他（ ）

問11 あなたの自治会では、自主防災組織の意思決定や取組検討の場に女性が参画していますか？（○は一つだけ）

- 1 参画している
- 2 参画していない
- 3 参画していないが、検討中

問12 防災・災害復興対策で男女の性別に配慮して取り組む必要があると思うことは何ですか？（○はあてはまるものすべて）

- 1 避難所の設備（男女別トイレ・更衣室、防犯対策）
- 2 避難物資の準備（おむつや女性用品などの備蓄）
- 3 避難所運営への女性の視点の盛り込み
- 4 乳幼児、高齢者、障がい者、病人、女性（女性用品）に対する備えやニーズの把握、支給する際の配慮
- 5 災害時の救急医療体制（診療・治療体制、妊産婦などへの対応）
- 6 被災者に対する相談体制
- 7 その他（ ）

問13 男女共同参画社会によるまちづくりを推進するために、自治会として取組を行お考えはありますか？（○は一つ）

- 1 取組を行いたい
- 2 いずれは取組を行ってもよいと考えている
- 3 取組を行う予定はない
- 4 すでに取り組んでいる

問14 今後、自治会として重点的に取り組んで行きたいことはありますか？（○はあてはまるものすべて）

- 1 地域で子育てを支援する仕組みづくり
- 2 地域で活動されている市民活動団体との協働・連携
- 3 高齢者が活躍できる場づくりや集いの場づくり
- 4 現役時代の経験を活かせる仲間づくり
- 5 世代間の交流を図る事業の取組
- 6 安全・安心な暮らしのための防災・減災の取組
- 7 年齢・性別を問わない地域活動への参加促進
- 8 特に考えていない
- 9 その他の取組（ ）

問15 現在、市では、「自治会パートナーシップ事業」に取り組み「自治会における女性役員登用」の推進をしています。このほかにあなたの自治会で男女共同参画を推進するため、市に取り組んでほしいことはありますか？（○はあてはまるものすべて）

- 1 運営側の男性への意識啓発を行うこと
- 2 自治会の運営方法等に関する女性への研修の実施
- 3 研修のための講師派遣や出前講座等
- 4 教材（資料やDVDなど）の貸し出し
- 5 規約や体制についての具体的なアドバイス
- 6 他の自治会で行っている行事や取り組みの紹介
- 7 その他（ ）
- 8 特にない

問16 現在、取り組んでいることや今後取り組みたいことなど、ご自由にお書きください。



ご協力ありがとうございました。